

【1991年11月27日】雇用保険制度の適正な運営について

中央職業安定審議会

雇用保険制度の適正な運営について

労働省

平成3年11月27日

雇用保険制度について、労働保険徴収法及び雇用保険法の一部改正を行うほか、所要の措置を講ずることにより、次のとおり改めることが適当と考える。

1. 雇用保険率及び国庫負担率の暫定的引下げ

近時における雇用保険の失業給付に係る収支状況は、平成2年度末決算における積立金規模が徴収保険料額の2倍を上回るに至るなど黒字基調で推移してきており、保険料率を現行のまま維持すれば、単年度収支の大幅黒字が続くことが予想され、これに伴い積立金もさらに上積みされる情勢にある。したがって、今後当分の間、失業給付費の負担者である労・使・国庫の負担をそれぞれ軽減することとし、次のとおり措置することとする。

- (1) 雇用保険率(失業給付対応分)を3/1000程度引き下げること(労働保険徴収法の改正)。
- (2) 求職者給付に係る国庫負担割合を20%程度削減すること(雇用保険法の改正)。
- (3) 平成4年度については、保険料徴収事務上困難であるため自動変更規定に基づき、雇用保険率(失業給付対応分)を2/1000引き下げる(労働省告示の制定)とともに、求職者給付に係る国庫負担割合を10%程度削減すること(雇用保険法の改正)。

2. 失業給付の改善

- (1) 定年後引き続き雇用された後離職した者に係る賃金日額の算定の特例を設けること。

定年時賃金と比べて、継続雇用終了時賃金が低い場合には、労働大臣が定めるところにより、定年時の賃金を基礎として基本手当日額を決定できるようにすることとする。

- (2) 基本手当日額表の自動変更要件を緩和すること。

現行法では、賃金水準が20%を超えて変動した場合に、その変動した比率に応じて基本手当日額表を改定することとされているが、10%を超えて変動すれば基本手当日額表を改定することとする。

- (3) 基本手当の減額に係る内職収入控除額の引上げ等を行うこと。

前回の改正後の賃金水準の上昇率を加味して、基本手当の減額に係る内職収入控除額について、現行 1,000 円を 1,300 円に引き上げるとともに、賃金水準の変動に伴う自動変更規定を設けることとする。

(4) 受給期間の延長事由を拡大すること。

現行法では、離職後一定の理由により「職業に就くことができない」場合に限り、受給期間の延長ができることとされているが、離職後引き続き出向する等の場合にも、受給期間の延長ができることとする。

(5) 給付制限を受けた者に係る受給期間延長制度における延長期間の弾力化を図ること。

現行法では、離職日の翌日に求職申込みをしない限り、所定給付日数が事実上減少する場合も生じるが、離職日の翌日が祝祭日であるかどうかにより不均衡が生じる等の問題があるため、延長期間の長さについて労働省令で定めることができることとする。

(6) 再就職手当に係る支給残日数要件の改善を図ること。

現行法では、支給残日数が所定給付日数の 1/2 未満の者には再就職手当を支給しないこととされているが、支給残日数が 1/2 未満であっても 100 日以上であれば再就職手当を支給できることとする。

1. 平成 2 年度の失業給付に係る収支状況 (億円)

| 区分      | 平成 2 年度実績 |
|---------|-----------|
| 徴収保険料額  | 14,348    |
| 失業給付費   | 9,687     |
| 積立金の額   | 29,784    |
| 比率( / ) | 2.08      |

2. 昭和 60 年度から平成 2 年度までの間の剰余状況等 (億円)

|   |             |
|---|-------------|
| 平均剰余額                                     | 4,182       |
| 平成 3 年 10 月の基本手当日額改定分を各年度の支出に割り振った後の平均剰余額 | 4,042...(A) |
| 平均保険料収入(1/1,000 相当分)                      | 1,096...(B) |
| (A) ÷ (B)                                 | 3.69 倍      |

(注) 1. 平均値で処理した数字であるが、被保険者数、賃金の伸び率は、収入に対しても支出に対しても同様の影響が出るものとし、かつ、今後の雇用失業情勢が昭和 60 年度から平成 2 年度までの間の平均的な状況と同様であるとすれば、上記 の倍

率には大きな変化がないものと見込まれる。

2. の 1/1,000 相当額は平成 3 年度ベースで見込むと 1,375 億円となる。

### 3. 雇用保険の費用負担

#### (1)雇用保険率

|             | 事業主負担     | 労働者負担     |             |
|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 失業給付のための保険料 | 5.5/1,000 | 5.5/1,000 | 11/1,000*1  |
| 三事業のための保険料  | 3.5/1,000 |           | 3.5/1,000*2 |
| 計           | 9/1,000   | 5.5/1,000 | 14.5/1,000  |

〔注〕 \*1 農林水産・清酒製造業及び建設業については 13/1,000

\*2 建設業においては 4.5/1,000

\*3 農林水産・清酒製造業においては 16.5/1,000、建設業においては 17.5/1,000

#### (2)国庫負担 失業給付費の 1/4

日雇労働求職者給付金及び広域延長給付については 1/3

### 4 雇用保険率の自動変更について

毎会計年度において、失業給付に関し、

$$\{(\text{徴収保険料額})+(\text{国庫負担額}) - (\text{給付額})\}+(\text{年度末積立金})=A \text{ 円}$$

$$\text{徴収保険料額}=B \text{ 円}$$

とした場合に、 $A > 2B$  または  $A < B$  となった場合には、労働大臣は雇用保険率を一定の範囲内で変更することができる。

(参照条文)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 4 項～第 6 項

4 雇用保険率は、14.5/1,000 とする。ただし、次の各号(第三号を除く。)に掲げる事業(第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として労働大臣が指定する事業を除く。)については 16.5/1,000 とし、第三号に掲げる事業については 17.5/1,000 とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

四 清酒の製造の事業

五 前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

- 5 労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業給付の額との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額が、当該会計年度における徴収保険料額の二倍に相当する額を超え、又は当該徴収保険料額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見を聴いて、雇用保険率を 12.5/1,000 から 16.5/1,000 まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。)) については 14.5/1,000 から 18.5/1,000 まで、同号に掲げる事業については 15.5/1,000 から 19.5/1,000 まで)の範囲内において変更することができる。
- 6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に应ずる部分の額(前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額(前条の規定により第十一条第一項の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この項及び第三十条において同じ。))を加えた額のうち雇用保険率に应ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)の総額と第一項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額とを合計した額(以下次項までにおいて「一般保険料徴収額」という。)から当該一般保険料徴収額に三事業率(3.5/1,000の率(第四項第三号に掲げる事業については、4.5/1,000の率)を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同じ。))を乗じて得た額(次項において「三事業費充当徴収保険料額」という。)を減じた額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。